

「放射線の健康影響に係る研究調査事業」 研究課題についての審査・評価方針（暫定版）

（令和3年8月18日改訂）

1. 目的

本方針は、環境省が実施する「放射線の健康影響に係る研究調査事業（以下「本事業」という。）」について、「環境省研究開発評価指針」（平成29年7月14日、総合環境政策統括官決定）に基づき、適正な審査・評価を行い、その結果を研究計画や研究内容の改善、及び研究費等の重点的・効率的配分等へ反映させることにより、放射線による健康影響に関する研究の一層の効果的な実施を図ることを目的とする。

2. 審査・評価体制等

(1) 審査・評価体制等

- ① 環境省または本事業受託者は、推進委員会及び評価委員会に関する運営要領に基づき、それぞれの委員会を設置する。
- ② 審査者・評価者は、本事業での各研究課題（以下、研究という記載は「若手研究」を含むものとする）の審査及び評価を行う。審査・評価にあたっては、中立かつ公平・公正で厳正に行い、放射線による健康影響に関する研究において、環境保健行政にとって有用な成果が得られるよう、適切な助言を行う。審査者・評価者は、正当な理由なく、知り得た情報を第三者に漏洩あるいは使用してはならない。
- ③ 推進委員会は、新規研究課題の審査、及び次年度研究計画案の審査を行う。応募のあった新規研究課題については、採択可否についての審査を行う。次年度の研究計画案については、それを精査した上で、主任研究者への改善と、環境省への研究費等の重点的・効率的配分を助言する。
- ④ 評価委員会は、当該年度における各研究成果の中間／最終評価、及び前年度終了課題の事後評価を行う。
最終年度でない研究課題については、研究成果発表会終了の後、評価とともに次年度の継続可否についての審議を行う。
最終年度の研究課題については、研究成果発表会において成果を評価するとともに、最終報告書に反映すべき項目を助言する。
- ⑤ 審査・評価にあたり、環境省は必要に応じて行政的観点等からの意見を推進委員会及び評価委員会に対し提示できるものとし、推進委員会及び評価委員会が、この意見を含めて総合的な評価を行うものとする。

(2) 審査者・評価者の責務

審査・評価を行う者は、その業務に当たり、対象を正しく理解することに努めた上で、公平・公正で厳正な審査・評価を行うべきことを常に認識しなくてはならない。

加えて、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、優れた研究開発や研究者を発掘するとともに、さらに伸ばして、より良いものとなるよう適切な助言を行う。

3) 被審査者・被評価者の責務

被審査者・被評価者は、国費による研究開発を行うに際し、挑戦的な研究課題等に積極的に挑むこと、研究成果を挙げることで、研究成果が最終的には納税者である国民・社会に還元されるよう図ること、成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚しなくてはならない。

また、研究開発活動の一環として評価を受けることの重要性を十分に認識し、自らが関わる研究開発活動について審査者・評価者の正しい理解が得られるように、十分かつ正確に説明または情報提供を行う等、評価に対して積極的に協力しなくてはならない。

3. 審査・評価の実施時期

各研究課題の審査・評価の実施については、以下のとおりとする。

<推進委員会所掌業務>

- ・ 新規研究課題の採択審査は、公募期限の終了後すみやかに、環境省から提供を受けた研究計画書を元にして推進委員が行い、毎年10月～11月頃の推進委員会において採択の可否を決定する。
- ・ 次年度研究計画案の審査は、研究者からの提出後すみやかに推進委員が行い、毎年2月頃の推進委員会において、研究計画案の改善とともに研究費等の重点的・効率的配分を助言する。

<評価委員会所掌業務>

- ・ 実施中の研究課題の評価及び継続可否の決定は、毎年11月～1月頃の研究成果発表会にて評価委員が行う。
- ・ 終了した研究課題の評価は、研究期間全体を通じた総括報告及び関係書類を元にして、最終年度の翌年度7月頃の評価委員会にて評価委員が行う。

4. 審査・評価方法の周知等

(1) 審査・評価方法の周知

審査・評価における公平・公正さ、信頼性、継続性等を確保し、実効性のある審査・評価を実施するために、毎年度の本事業受託者は、推進委員会及び評価委員会で決定した審査・評価方法（手法、項目、基準、過程、手続き等）について、被審査者・評価者である主任研究者等に周知する。

(2) 審査・評価結果等の被審査者・被評価者への開示

毎年度の本事業受託者は、審査・評価の実施後、被審査者・被評価者である主任研究者等に審査・評価結果を開示した上でその内容を説明し、研究計画への反映等の措置を講ずるよう伝達する。

5. 推進委員会所掌業務

(1) 新規研究課題の審査の実施方法

毎年公募される新規研究課題は、提出された研究計画書に基づき、原則として書面により審査する。推進委員会において採択の判断が分かれる場合には、追加でヒアリングを実施する。

1つの研究計画書に対し、原則として3～5名程度の推進委員が審査を行う。

新規研究課題採用の可否を判断するための審査項目（評価軸）及び審査基準（評価の視点）は、以下のとおりとする。

- ① 研究内容の倫理性
 - ・ 各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか
 - ・ 倫理審査委員会の審査を受ける予定であるか
- ② 環境保健行政課題との関連性
 - ・ 公募された研究テーマに対し、新規性のある適切な内容かつ適切なアプローチをしているか
 - ・ 学術的な視点と行政的な視点を兼ね備えた研究内容・計画となっているか
 - ・ 研究成果の社会への還元に関し、実現の見込みがあるか
- ③ 研究の学術的な側面
 - ・ 新規性／独創性のある研究か
 - ・ 過去に類似の研究はなされていないか
 - ・ 学術的な重要度／貢献度は高いか
- ④ 研究計画の妥当性・効率性
 - ・ 研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・ 研究計画に対し、研究経費の内容は適切であるか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
 - ・ その際にはどのように変更または修正すべきか
- ⑤ 研究遂行体制・能力
 - ・ 研究者の研究業績や研究者の構成、施設の設備等の視点から、遂行可能な研究であるか
 - ・ 研究者の構成の変更が望ましい場合は、どのように変更すべきか
 - ・ （若手研究に応募している場合）若手研究者の役割は、明確かつ妥当であるか、また若手研究者のキャリアプランをきちんと計画できているか

なお、研究者に対してヒアリングを実施する際、①から④の評価項目のほか、研究課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についても必要に応じて説明を求めるものとする。

(2) 次年度研究計画案の審査の実施方法

提出された研究計画書に対し書面により審査する。審査は原則として推進委員全員が行う。

次年度研究計画書案における審査項目（評価軸）及び審査基準（評価の視点）は、以下のとおりとする。

- ① 研究内容の倫理性
 - ・ 各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか
 - ・ 倫理審査委員会の審査を受ける予定であるか

- ② 環境保健行政課題との関連性
 - ・ 適切な内容、かつ適切なアプローチをしているか
 - ・ 学術的な視点と行政的な視点を兼ね備えた研究内容・計画となっているか
 - ・ 研究成果の社会への還元に関し、実現の見込みがあるか
- ③ 研究の学術的な側面
 - ・ 新規性／独創性のある研究か
 - ・ 過去に類似の研究はなされていないか
 - ・ 学術的な重要度／貢献度は高いか
- ④ 研究計画の妥当性・効率性
 - ・ 研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・ 研究計画に対し、研究経費の内容は適切であるか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
 - ・ その際にはどのように変更または修正すべきか
- ⑤ 研究遂行体制・能力
 - ・ 研究者の研究業績や研究者の構成、施設の設備等の視点から、遂行可能な研究であるか
 - ・ 研究者の構成の変更が望ましい場合は、どのように変更すべきか
 - ・ (若手研究を継続する場合) 若手研究者の役割は、明確かつ妥当であるか、また若手研究者のキャリアプランをきちんと計画できているか
- ⑥ 研究成果の発展性、継続の必要性
 - ・ 研究を継続することにより、研究成果の発展が見込まれるか
 - ・ 研究期間内に想定される成果を挙げるのに適切な内容となっているか

なお、主任研究者に対してヒアリングを実施する場合、上記①から⑥の審査項目のほか、次年度の研究課題の概要、これまでの研究の経緯、長期的展望等についても必要に応じて説明を求めるものとする。

6. 評価委員会所掌業務

(1) 当該年度における研究成果の評価の実施方法

継続中の研究課題の評価については、毎年度開催される研究成果発表会までの研究成果に基づいて、主任研究者による口頭発表を実施し、発表及び質疑応答の内容により評価する。評価は原則として、研究成果発表会に参加している評価委員全員が行う。

当該年度における研究成果について、評価項目（評価軸）及び評価基準（評価の視点）は、以下のとおりとする。

- ① 研究計画の達成度
 - ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか
 - ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
 - ・ その際にはどのように変更または修正すべきか
- ② 研究成果の発展性、継続の必要性
 - ・ 研究成果の発展が見込まれるか
 - ・ 研究を継続する必要性はあるか

③ 環境保健行政に対する貢献度

- ・ 環境保健行政に対し、貢献できる成果が挙げられているか
- ・ 研究成果の社会的意義がどの程度あるか
- ・ 研究成果の社会への還元は実現可能か、あるいはその見通しはあるか

上記の①～③の評価項目のほか、実施したプロセスの妥当性や副次的な成果、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果も幅広い視野から捉え、必要に応じて説明または当該年度の研究報告書、次年度の研究計画案、及び総括報告書（最終年度のみ）への反映を求めるものとする。

(2) 前年度終了研究課題の評価の実施方法

前年度終了の研究課題の評価（事後評価）は、当該研究課題の研究期間全体を通じた総括報告及び関係書類（研究計画書、各年度の研究成果報告書、研究実施期間中の成果発表会、評価委員会の評価結果等）に基づき、書面により評価する。評価は原則として、評価委員全員が行う。

前年度終了の研究課題について、目標の達成状況、成果内容等の把握、今後の研究に活用するための評価項目（評価軸）及び評価基準（評価の視点）は、以下のとおりとする。

① 研究計画の達成度

- ・ 当初の研究計画どおり研究が進行したか
- ・ 採択時以降の関連研究分野の学術動向をふまえた上で、その達成の度合いはどうか

② 研究成果の活用度

- ・ 研究成果の積極的な公表に努めていたか

③ 環境保健行政に対する貢献度

- ・ 環境保健行政に対し、貢献できる成果が挙げられたか
- ・ 研究成果の社会への還元に関し、実現の見込みがあるか

7. 審査・評価結果の取扱い

すべての審査・評価結果は、被審査者・被評価者による説明や情報提供の努力と、審査・評価者が対象を理解する努力を前提とし、審査・評価者がその責任において確定するものであることから、厳粛に受け止められねばならない。研究課題の審査・評価結果は、その実施時期に応じて、以下のとおり活用する。

- ・ 新規研究課題の審査結果は、被審査者に開示した上で、当該年度の研究計画案について、研究内容の方向性や研究費等の重点的・効率的配分等に反映するものとする。
- ・ 次年度研究計画書案の審査結果は、被審査者に開示し、次年度研究計画書の見直しや、研究費等の重点的・効率的配分等に反映するものとする。
- ・ 当該年度における研究成果の評価結果は、推進委員会に報告するとともに、被評価者に開示し、研究費等の重点的・効率的配分、研究計画の見直し等に反映するものとする。

- ・ 終了した研究課題の評価結果は、被評価者に開示するとともに、推進委員会または企画部会へ報告し、本事業における今後の研究分野や研究内容の方向性の検討に反映するものとする。

以上

(※) 本文書は、今後の本事業の委員会において、内容を精査するとともに記載を変更する予定があります。変更が終わりましたら、本事業のホームページにアップロードするとともに、研究が採択されている研究者へ通知します。